

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ケアガーデン津山
- ・開設年月日 平成10年12月1日
- ・所在地 岡山県津山市河辺332-1
- ・電話番号 0868-21-7711 ・ファックス番号 0868-21-7712
- ・管理者名 布上紀子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3350380030号)
- ・ホームページ <http://www.ranwakai.or.jp>
- ・Eメール info@ranwakai.or.jp

(2) 介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針

介護予防通所リハビリテーションは、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持又は向上を図り、利用者が可能な限り居宅での自立した生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めることを目的としたサービスです。この目的に沿って、当施設では、別紙に運営規程を定めています。

(3) 施設の職員体制

	人員	非常勤備考
・管理者	1	兼務
・医師	1	兼務
・理学・作業療法士	1	兼務 常勤換算
・看護・介護職員	6	兼務 うち介護福祉士有資格者40%以上
・送迎職員	1.5	

(4) 職員の認知症に係る基礎的な研修

全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を取っています。

(5) 定員 通所40名(介護給付の通所リハビリテーションを含む)

(6) 営業日

月曜日～土曜日(日、祝、盆(8/13～15)、年末年始(12/30～1/3)は休み)

(7) 営業時間

午前10時から午後3時

(8) サービス提供時間

午前10時から午後3時

2. サービス内容

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案、作成、交付、実施
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
- ③ 入浴(一般浴槽のほか特別浴槽で対応します。介助を要する利用者にも対応します。)
- ④ 医学的管理・看護(褥瘡が発生しないように適切に対応します)

- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 運動機能向上計画による運動機能向上サービス
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 送迎サービス（通常の送迎実施範囲は津山市内とします）
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 料金内容

- ・別紙の利用負担内容説明書（令和6年6月1日現在）及び料金表のとおりとなります。

(2) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、自動引き落としの方法があります。利用時にお選びください。

(3) 領収書について

- ・領収書は、確定申告時に一部が医療費控除の対象となりますので必ず紛失しないようにして下さい。再発行は致しかねます。

(4) 利用料減額制度について

- ・利用中の利用料が減額される制度があります。料金計算に伴う公的書類は速やかに提出下さい。提出月を含む2ヶ月前のみの計算とさせていただきます。詳しくはご相談下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は禁止しております。
- ・火気の取扱については施設内火災予防のため禁止しています。
- ・金銭・貴重品については施設内では責任を負いかねますので、原則として持ち込み禁止です。

5. 通常の送迎の実施地域

津山市内としています。但し、旧阿波村・旧加茂町・旧勝北町・旧久米町は除きます。

6. 非常災害対策

当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携を整備し、定期的に訓練を行います。また定期的に職員に周知します。

- ・防災設備　　スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、防災扉
- ・防災訓練　　年1回

7. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しています。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 利用者の権利

当施設のサービスを利用するに当たって利用者は以下の権利を有することを認識し、これらを

尊重致します。

- ①独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持される権利
- ②医療・看護・介護等について、十分な情報が提供され、説明を受ける権利
- ③自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じた医療・看護・介護等を継続的に受ける権利
- ④家族等との交流が自由に保たれ、個人情報を守られる権利
- ⑤安心・安全と衛生が保たれた環境で生活する権利

9. 秘密保持、個人情報保護

当施設とその職員は、職員である期間及び職員でなくなった後においても当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のように定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていること等から、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡など
- ③ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ④ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

10. 写真・動画の撮影及びその取り扱いについて

当施設では利用者の日常生活の記録及び診療等に必要な写真・動画を撮影することがあります。撮影した写真・動画は以下のように取り扱います。

- ・施設内の掲示物、施設の広報誌及びパンフレットへの掲載（掲載については個別に同意を得た利用者のみとします）
- ・診療及び業務において施設の職員が状態、状況を確認するため。また、医療機関への情報提供として、施設の医師が必要と認めた場合。

上記以外の目的で撮影及び取り扱いが必要な場合は利用者、ご家族に説明し同意を得るものとします。

11. 衛生管理及び感染症対策

当施設では利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知します。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。
- (4) 厚生労働大臣が定める「感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

12. 身体的拘束等

施設内では原則として身体的拘束等を行いませんが、入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、医師が状況判断しご家族へご説明と同意のもと、施設管理者が認

めた場合には身体拘束その他の利用者の行動を制限する場合があります。尚、その場合においては身体的拘束等する理由・方法・時間を明確にし、解除することを目標に随時検討します。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知します。

また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し研修を定期的実施します。

尚、施設の構造上2階フロアには施錠ドアを設置していますので、行動の一部が制限されることをご了承下さい。

1 3. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知します。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 4. 利用時のリスク

当施設では利用者が快適な利用生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 介護老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常への対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 集団感染のリスクとして、一人の方が感染症の病気にかかると集団発生のしやすい環境条件であります。

1 5. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は、他の医療機関へ連絡します。また利用中に身体状態が急変した場合は利用者の家族等の身元引受人もしくは指定される方に対し、速やかに連絡します。

1 6. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するために、発生時の対応や発生防止の指針を整備します。

サービスの提供に伴って事故が発生した場合には、当施設は利用者に対し必要な措置を行います。その他、利用者の家族等の身元引受人もしくは指定される方、並びに市町村へ速やかに連絡を行います。又、事故の再発生を防ぐため事故の原因を解明し、その分析を通じた改善策を職員へ周知徹底します。尚、事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録します。事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

また、上記の項目を適切に実施するための担当者を設置します。

17. 賠償責任

サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

18. 要望及び苦情等の相談

当施設における要望及び苦情窓口は、介護福祉士が対応させていただきます。

又、利用者並びにご家族と協議致します。そしてその解決に向けて苦情解決責任者がその原因を解明し、対策を講じます。

その他に下記の行政機関の窓口もありますのでご相談下さい。速やかに対応いたします。

- | | | |
|-----------------------|--------------|--------------|
| ・介護老人保健施設ケアガーデン津山 | 担当 介護福祉士 | 0868-21-7711 |
| ・津山地域包括支援センター | 津山市山北520 | 0868-23-1004 |
| ・津山市役所 高齢介護課 | 津山市山北520 | 0868-32-2070 |
| ・岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 | 岡山市北区桑田町17-5 | 086-223-8811 |

19. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

20. 介護サービス情報

当事業所についての介護サービス情報は、別紙に掲示しています。又、ホームページでも公表しています。

21. その他

当施設についてのパンフレット及びご利用の手引きを用意してありますので、ご請求ください。